

## 現地調査の費用に関する規程

制定 平成 23 年 2 月 1 日 (プライバシーマーク審査会)

変更 平成 24 年 3 月 22 日 (プライバシーマーク審査会)

変更 平成 26 年 3 月 19 日 (プライバシーマーク審査会)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、**一般**社団法人日本グラフィックサービス工業会 (以下、審査機関という) が、プライバシーマーク審査業務管理規程 (以下、「管理規程」という。) 第 4 章第 5 節に基づき、現地審査の費用 (以下、「現地審査費」という。) について定める。

(現地審査費用)

第 2 条 審査業務室長は、申請事業者に対して現地審査場所の所在地により以下の交通費および宿泊費を請求する。

(1) 東京都 23 区の事業者 1000 円

(2) 東京駅を起点として片道 70 キロメートル以内の事業者 1000 円

(3) 東京駅を起点として片道 70 キロメートル以上の事業者 下記の通り

一 交通費 当該現地審査に伴って発生した鉄道賃、航空賃、船舶賃、電車・バス賃、必要に応じてタクシー賃を請求する。

なお、交通費は、現地審査当日の正規料金に基づき請求する。

二 宿泊費 1 泊 12,000 円の定額。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求する。

イ. 審査機関の所在地を基点として、審査対象地が 140 キロメートル以上にある場合

ロ. 東京駅または東京国際空港 (羽田) を発着の起点として、移動時間及び審査時間の合計が 12 時間を超える場合

ハ. その他、上記イ、ロに準じると審査業務室長が判断した場合

(請求および振込)

第 3 条 現地審査費は現地審査終了後に請求する。

2. 現地審査を受けた事業者は、すみやかに審査機関の指定する金融機関に現地審査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。

3. 請求にあたって審査機関は、交通費および宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(規程の公表)

第 4 条 本規程は、審査機関のウェブサイト上で公表する。

(改定)

第5条 本規程の改定は、プライバシーマーク審査会において行う。

#### 附 則

第1条 本規程第2条の規定に関わらず、以下の場合、計算の起点を変更して準用する。

- (1) 申請事業者が、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県の場合…名古屋駅を起点とする。
- (2) 申請事業者が、大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合…大阪駅を起点とする。
- (3) 申請事業者が、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合…熊本駅を起点とする。
- (4) 申請事業者が、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県の場合…仙台駅を起点とする。
- (5) 申請事業者が、北海道の場合…札幌駅を起点とする。
- (6) 申請事業者が、中国・四国の場合…広島駅を起点とする。

第2条 前条の規定は、小規模事業者の更新審査の場合は適用しない。

第3条 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程の変更規定は、平成24年3月22日より施行する。

この規程の変更規定は、平成26年4月1日より施行する。

以上